

## 育児・介護休業手当金の給付上限相当額の変更について

育児休業手当金および介護休業手当金には給付上限が設けられており、当該上限額の設定は雇用保険法の賃金日額によるものであり、雇用保険法第17条第4項第2号ハに定める賃金日額は、同法第18条の規定により自動的に変更となります。

本年においても7月21日付け官報に厚生労働省告示があり、平成27年8月1日以降の給付上限額が下記のとおり変更となります。

### 記

1. 給付割合が67/100の場合【育児休業手当金】
  - (1) **給付上限日額 12,982円** (現行12,973円)
  - (2) 給付上限額を超える給料月額
    - ①一般職 341,110円
    - ②特別職 426,250円
  
2. 給付割合が50/100の場合【育児休業手当金】
  - (1) **給付上限日額 9,688円** (現行9,681円)
  - (2) 給付上限額を超える給料月額
    - ①一般職 341,110円
    - ②特別職 426,250円
  
3. 給付割合が40/100の場合【介護休業手当金】
  - (1) **給付上限日額 7,750円** (現行7,745円)
  - (2) 給付上限日額を超える給料月額
    - ①一般職 341,110円
    - ②特別職 426,250円